

平成 19 年 12 月 21 日

株券電子化に伴う株式担保の一斉移行対応 (Q & A) (第 2 版)  
(公表資料 追記事項抜粋)

「株券電子化に伴う株式担保の一斉移行対応 (Q & A) (第 1 版) (公表資料) (平成 19 年 4 月 25 日) から、今回の「第 2 版」において追加された設問は、【Q 1 4】(有価証券担保差入証対応) 【Q 1 6】(担保権設定者からの口座開設書面等の取次ぎ) の 2 点であり、当該設問・回答を追加し、「株券電子化に伴う株式担保の一斉移行対応 (Q & A) (第 2 版) (公表資料)」とする。

【Q 1 4】移行手続において有価証券担保差入証上の留意点は何か。現在使用している有価証券担保差入証は、一斉移行後も法的な継続性を確保できるか。現在使用している有価証券担保差入証は、現行保振制度上の担保権設定、新振替制度上の担保権設定において変更、追加すべき点はあるか。

【A 1 4】

一斉移行では、現行略式担保を、顧客の口座開設・預託を通じて、現行保振制度上の担保設定に切替、新振替制度上の担保に自動移行という基本スキームを想定しているが、この移行過程において有価証券担保差入証に関わる主要な問題点として、次の 2 点が挙げられる。

移行にあたっては、現行略式担保 現行保振制度 新振替制度という過程を経ることになるが、この間、原差入証に基づく担保権の同一性の維持がどこまで図られるか。

原差入証への修正・追約が必要とされる場合に、どの程度の記載があればよいのか。

担保対象の同一性の確保、即ち、株券 現行保振制度預託後 株券電子化後に亘って、同一性が確保されていることについては、法律上手当てされているので問題ない。

この場合、既存株式担保取引の移行のみを考えるのであれば、原差入証のままでも特段の問題を生じない。

原差入証をもって移行することは特段問題がないとして、移行対応としては次のような手当てが考えられる。

原差入証のまま移行し、株券電子化後、一定の時期に新振替制度対応の差入証に差替える、または追約書、変更契約書を受け入れる（新振替制度対応の差入証については、全銀協「株券電子化後の新振替制度における有価証券担保差入証に係る留意事項」（全銀協ホームページ、平成19年12月21日付ニュース・リリース欄に掲載。）参照）。

原差入証について、移行対応として一定の追約文言を加え、株券電子化後、一定の時期に新振替制度対応の差入証に差替える、または追約書、変更契約書を受け入れる（例えば、「2009年1月 日の新振替制度移行後は、現在設定者が差し入れている差入証の規定による他、差入証に定めがない振替株式に関連する取扱いに関しては、「社債、株式等の振替に関する法律」及び関連する諸法規ならびに証券保管振替機構が定める業務規程等において関連する規定によるものとする」旨）。

新振替制度対応の差入証を予め用意し、株券電子化後は、当該新差入証による旨を追約する（例えば、「2009年1月 日以降は、別の差入証による」旨）。

なお、今後移行までの間の新規株式担保設定については、株券電子化後の新差入証に対応したものを用意し、移行後も差替えをしないで済ませる対応も有効と考える。

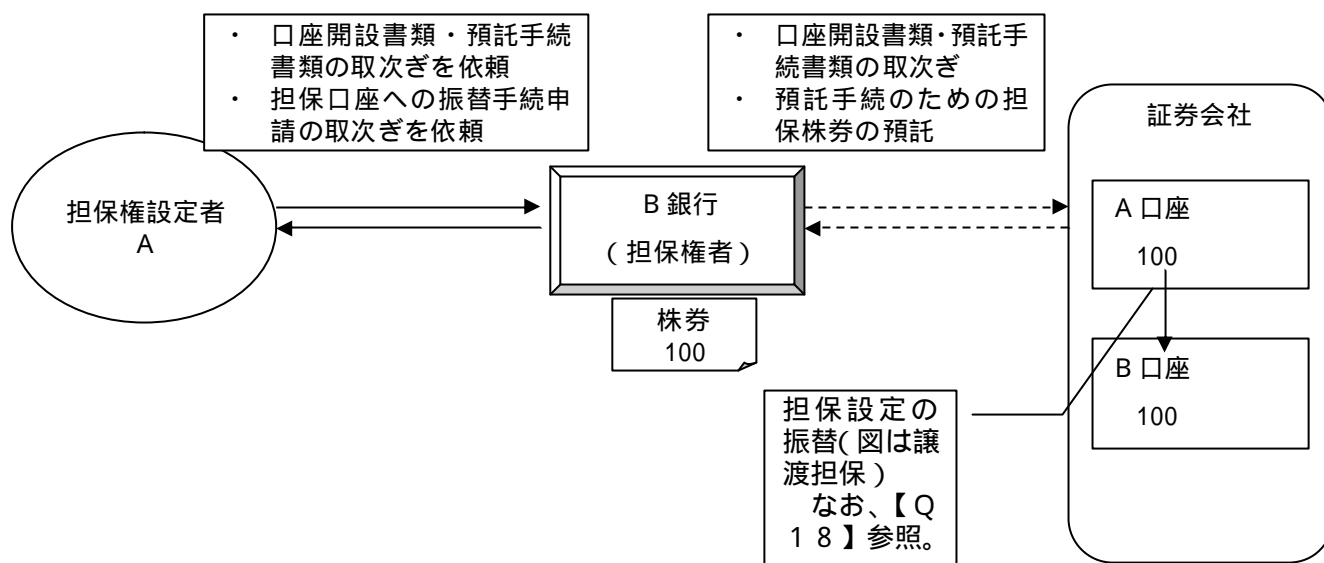
【Q16】参加者を經由して担保株券を預託する場合においても、担保権設定者の口座開設申込書等の書類が金融機関等經由で当該参加者に提出されることが想定される。この場合において、当該金融機関等と参加者が本取扱いについて契約を締結する場合の留意点はあるか。

【A16】

株券の預託請求を行うことは株主に限定されているが、実務上、現行保振制度を利用して担保株券を移行させる場合には、担保権者である金融機関等が担保権設定者の委託を受け、当該設定者の口座の開設（担保株券の預託同意を含む。）の取次ぎおよび振替の取次ぎの手続を行うことになると考えられる（【Q15】【Q21】参照）。そのため、当該手続が証券会社等の参加者を經由する場合（担保権者が顧客の場合）には、担保権設定者の口座開設申込書等の書類が担保権者である金融機関等經由で当該参加者に提出されることが想定されている。

この場合、当該金融機関等と参加者が本取扱いについて契約を締結する際には、当該金融機関等が行う担保権設定者の口座開設の取次ぎ等の手続が、金商法上の登録金融機関業務に該当するか否かに留意する必要がある。

(例)



この点、金融機関等が証券会社等の参加者に開設する担保権設定者名義の口座がどのような取引等を予定しているか、当該口座を通じて実際にどのような業務が行われるのか、により区別して考える必要がある。当該口座の取引等については、次の形態が想定される（上記例では、B銀行がAの委託を受けて、必要書類等を証券会社に取次ぐ）。

当該口座が、担保権者への担保設定にかかる振替のための専用口座であり、担保権者の口座の担保口座以外への振替は行われず（例えば、質権設定であれば、担保権設定者の口座に開設された当該質権口座への振替、譲渡担保であれば、担保権者の保有口への振替のいずれかのみ）、担保設定期間中は株主管理は当該口座を通じて行われるが、当該口座を利用した直接の有価証券の売買は認められないような担保株式専用口座。

MRFを伴ういわゆる証券総合口座。

の口座の開設（担保株券の預託同意を含む。）を取り次ぐ行為は、当該口座に関連して株式等個別の有価証券の売買にかかる勧誘が行われる可能性がないことから、金商法上の登録金融機関業務には該当せず、したがって、金商法の規制の対象とはならない。

他方、の口座開設を取り次ぐ行為は、金商法上、「投資信託の募集の取扱い」（金商法第33条第2項第2号）にあたり、登録金融機関業務に該当することから、金商法上の規制の対象となる。また、銀行等の金融機関が株式担保取引の継続を目的として当該口座の開設の取次ぎを行う行為は、実体として銀行の優越的地位の濫用に該当するか否かに関わらず、金商法上の禁止行為（信用の供与の条件として、金融

商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為)に該当すると考えられる(金商法第44条の2第2項第3号、金融商品取引業等に関する内閣府令第150条第1号)。  
なお、担保権者である金融機関等が担保権設定者から取次ぐ行為には、担保設定のために当該担保権者の担保口座に担保権設定者の口座からの振替申請(上記例では、証券会社におけるA口座からB口座への振替。質権の場合は、A口座中にBの質権口座が開設され、A口座から当該質権口座への振替)の取次ぎが含まれる。この振替申請に関して、社債等の振替は、金商法上の振替業(金商法第2条第8項第17号)に該当するが、その取次ぎは金商法の規制の対象とされていないので、金商法の規制の対象とはならない。ただし、担保権設定者名義の口座を開設した参加者(上記例の証券会社)における株券の預託の受付および当該預託株式の振替は、金商法上の有価証券等管理業務に該当するため、証券会社等の参加者は、担保権設定者に対する契約締結前交付書面の交付義務がある(金商法第37条の3)。この書面交付について、担保権者である金融機関等が取次ぎにあたって、担保権設定者に対して参加者から当該書面を交付することも考えられる(担保権者である金融機関等の当該行為は、証券会社の委託を受けて交付するものであり、当該金融機関等の義務ではない)。

以 上